

平成30年度に実施する地域創造支援事業を募集します!!



募集期限 9月29日(金)

「地域創造支援事業補助金」を活用して、まちづくりに取り組みませんか。
「自分の住むまちを良くしたい」という思いの実現に向け支援します!



補助対象事業等

補助対象区分	補助対象事業	補助限度額 (1事業1年当たり)	補助率	補助対象期間
まちづくりスタート支援事業	新たに団体を設立し、継続性のあるまちづくり活動を始める事業	20万円以内	対象経費の4/5以内	1事業につき3年まで
まちづくりチャレンジ支援事業	市内で主に活動する団体が、魅力ある地域づくりの推進に取り組む事業	75万円以内	対象経費の2/3以内	1事業につき3年まで
ふるさと米原・伝統文化継承事業	地域の伝統・歴史文化等を次世代に引き継ぐため、地域住民が主体となって継続的に取り組む事業	50万円以内	対象経費の2/3以内	1年

対象となる費用

事業実施に必要な講師等への謝礼、旅費、事務用品代など消耗品費、チラシ・ポスターなどの印刷代、原材料費、光熱水費、郵便代、イベント参加者の保険料、会場使用料、警備委託料、備品購入費(補助金額の3割以内に限る)など

応募資格 *次の全ての条件を満たす団体

- ①市内に在住、在勤または在学する5人以上で構成されていること
- ②活動拠点が市内にあり、その活動が主に市内で行われること
- ③年間を通じて活動し、事業経費に係る収支が明らかであること
- ④営利を目的とした団体ではないこと
- ⑤公序良俗に反する活動をしていないこと

応募方法

9月29日(金)までに所定の応募書類一式を地域振興課(米原庁舎)または各自治振興課へ持参いただくか郵送してください。

応募書類は下記で配布しているほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

*直接持参の受付時間は、平日8時30分～17時15分です。

採用の決定

10月下旬 プレゼンテーション審査会(4地域)
平成30年3月 事業採択の通知

注意

- ・補助対象は、平成30年4月1日～平成31年3月31日に実施する事業です。
- ・今回補助対象となっても、次回以降の補助を確約するものではありません。次回以降の補助を希望する場合は、再度応募が必要です。
- ・応募時にすでに取り組んでいる事業も対象としますが、補助対象となるのは、補助金交付決定日以降にかかる経費のみです。

問 地域振興課(米原庁舎) ☎52-6623 FAX 52-4539 〒521-8501 下多良三丁目3番地 伊吹自治振興課(伊吹庁舎) ☎58-2221 FAX 58-1630 〒521-0392 春照490番地1	山東自治振興課(山東庁舎) ☎55-8101 FAX 55-2406 〒521-0292 長岡1206番地 近江自治振興課(近江庁舎) ☎52-6920 FAX 52-8730 〒521-8601 顔戸488番地3
--	--

7月29日(土)から湖国バスのダイヤが変わります

問 市 防災危機管理課(近江庁舎) ☎52-6630 FAX 52-6930
湖国バス株式会社 ☎0749-62-3201

長浜駅前ロータリーの工事の影響によりバスの路線が変更されるため、長浜駅を経由する各路線に時間変更が生じます。また、一部路線ではダイヤの関係上減便等が生じます。

詳細なダイヤは湖国バスの時刻表やウェブサイトをご確認ください。

○減便等がある路線

曲谷線、伊吹登山口線、近江長岡線

○数分程度の時間変更がある路線

木之本米原線



安心して医療を受けるために

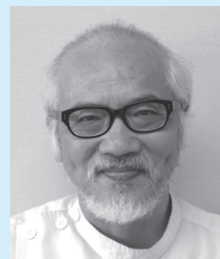
病院を受診するときに私たちができることは

問 市健康づくり課(山東庁舎) ☎55-8105 FAX 55-2406

医療環境の改善に向け、私たちができることについて長浜赤十字病院の副院長 楠井 隆先生にお話を伺いました。

「かかりつけ」を持ちましょう

病院の医師(専門医)は専門外の知識には乏しい場合も少なくありません。特に複数の病気を抱えている人、小児、高齢者などは近所にかかりつけ医を持つと安心です。また、お薬はいつも同じ薬局でもらうようにすれば(かかりつけ薬局)、重複や飲み合わせについてもチェックしてもらえます。



長浜赤十字病院
副院長
楠井 隆先生

全ての診察券を提示してください

最近、市立長浜病院、長浜赤十字病院とも医師不足などのため、休止や縮小している診療科があります。このため、病院と診療所間だけでなく病院間を行き来しての受診をお願いする場合があります。病院のカルテは、びわこメディカルネットを利用して他の施設からも見られますので紹介、転院時にも安心です(本人の書面による同意が必要です)。また、病院受診時には現在受診中の全ての医療機関の診察券とお薬手帳(入院時にはその薬)をご持参いただくと、スムーズな診療が行えます。

病院を受診するときは

大きな病院の役割は手術、特別な治療、精密検査、専門医の診察や軽症ではない急病や外傷の治療などです。普段はかかりつけ医を受診し、必要時に紹介により受診するようにしましょう。なお、急病、事故や重傷の外傷では病院の救急を直接受診することになりますが、重症者を最優先にしていることから「軽症だが今都合がよいので」など気軽な受診は控えてください。

市営住宅の 入居者を募集します

問 市都市計画課(近江庁舎) ☎52-6926 FAX 52-8790

募集住宅 米原市営住宅(米原市米原)
3DK 1戸

入居資格者 市内在住、在勤で、米原市営住宅条例に規定する入居資格者に該当する人。
※入居予定者の年齢や所得等に制限があります。

受付期間 7月28日(金)～8月10日(木)
8時30分～17時15分
※土・日曜日を除く。

入居決定の時期 8月下旬頃 **入居できる時期** 8月下旬頃

申込方法 本人または同居親族が、都市計画課へ申込書を提出してください。

その他 入居申込書は、都市計画課または各庁舎窓口にて7月28日(金)から設置しています。

臨時福祉給付金(経済対策分)の 申請期限は8月31日(木)です!

問 市社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 FAX 55-8130

まだ申請がお済みでない人は、期限内に申請書を提出してください。

支給対象者 次のすべてに該当する人
・平成28年度住民税が非課税の人
・平成28年度の住民税が課税されている人の扶養親族となっていない人
・生活保護を受けていない人

支給額 支給対象者1人につき15,000円

提出先 社会福祉課(山東庁舎)、各庁舎窓口、各行政サービスセンター



臨時福祉給付金キャラクター
「カクニンジャ」